

(建)別紙4① 250万円未満

簡易型考查項目別運用表

監督員用

採点者 細別	a	b	c	d	e
I 施工体制一般	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
II 配置技術者 〔現場代理人 主任技術者等〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
I 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
II 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
III 安全対策	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
IV 対外関係 〔関係官公庁 地元との調整 苦情の対応 関連工事 等〕	適切である。	ほぼ適切である。	他の評価に該当しない。	やや不適切である。 (□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	不適切である。 (□ 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。
I 出来形	出来形が優れている。	出来形が良好である。	他の評価に該当しない。	出来形がやや不適切である。 (□ 出来形に関して、監督員が文書で改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	出来形が不適切である。 (□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。)該当すれば「e」評価とする。
II 品質	品質が優れている。	品質が良好である。	他の評価に該当しない。	品質がやや不適切である。 (□ 品質の管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である。 (□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。)該当すれば「e」評価とする。

※ 【創意工夫】については「別紙1⑥-1、-2」を、【市産品、市内調達】については「別紙1⑦」を使用

査定項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■準備・後片づけ関係</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 測量・位置出しにおける工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 現地調査方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 3. その他(理由:)</p> <p>■施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 照明・視界確保等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 15. プレハブ工法等を採用による工期短縮等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 仮設施工等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 20. 県内開発建設技術を使用した工事 ※本項目は2点の加点とする</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した</p> <p><input type="checkbox"/> 22. その他(理由:)</p> <p>■品質関係</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 集計ソフト等の活用と工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 軸体工事の品質管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 施工の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 品質記録方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 28. その他(理由:)</p>	

考査項目	細別	工夫事項	
		工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 31. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 32. 酸欠対策、有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 33. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 34. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 35. 作業時における作業環境改善等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 36. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 37. その他(理由:)</p>	
		<p>■施工管理関係</p> <p><input type="checkbox"/> 38. 出来形の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 39. 施工計画書または写真記録等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 40. 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 41. CAD、施工管理ソフト等の活用</p> <p><input type="checkbox"/> 42. CALSを活用した施工管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 43. その他(理由:)</p> <p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 44. その他(理由:)</p> <p><input type="checkbox"/> 45. その他(理由:)</p> <p><input type="checkbox"/> 46. その他(理由:)</p>	
	記述評価 (■マークを付した評価内容を詳細記述)	評点: <u>0 点</u>	【创意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的な内容を記載

※1. 特に評価すべき创意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つ■マークが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

※5. 担当課長等が評価する「4. 工事特性」との二重評価はしない。

※6. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※7. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。

考査項目別運用表

考査項目	細別	キーワード一覧表		2. 5点		5点	解説
5. 創意工夫	II. 市産品	●市産品の活用 1.市産品を3品目以上5品目以下使用 2.市産品を6品目以上使用		<input type="checkbox"/>			
		評定 : 0 点 ・市産品とは、和歌山市市産品登録制度実施要綱に基づく和歌山市市産品登録制度に登録されているものをいう。 ・市産品は加点評価とする。 ・加点は+5点～0点の範囲とする。 ・創意工夫は、受注者から提案があった場合に評価を行うものとする。	【市産品の詳細評価】				
	III. 材料調達	●市内業者からの材料調達 1.市内業者からの材料調達率80%以上		<input type="checkbox"/>			
		評定 : 0 点 ・市内調達率が高い場合加点評価とする。 ・加点は+5点～0点の範囲とする。 ・受注者から提出のある工事材料承諾願を確認し、【市内業者から材料を調達した業者数】／【材料を調達したすべての業者数】で市内業者からの材料調達率を算出し、評価を行うものとする。	【材料調達の詳細評価】				

考査項目	細別 採点者	簡易型考查項目別運用表								
		a	a'	b	b'	c	d	e	f	g
2施工状況	II 工程管理	優れている。	一	やや優れている。	一	他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。		
	III 安全対策	優れている。	一	やや優れている。	一	他の評価に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。		
6社会性等	I 地域への貢献等	優れている。	bより優れている。	やや優れている。	cより優れている。	他の評価に該当しない。	一	一		

※【工事特性】については「別紙5②」を、【法令遵守等】については「別紙5④」を使用

※「II 工程管理」については、週休2日の取り組みを行い、4週8休以上を確保した場合、原則「a」評価とする。

考查項目	細別	対応事項	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>■建物規模への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 延べ面積10,000m²以上の建物 <input type="checkbox"/> 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 3. 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> 4. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■建物固有の機能の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 6. 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> 7. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> 10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> 11. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> 13. 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 14. 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> 15. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p>■厳しい周辺環境等、社会条件との対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 17. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 20. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA種に属する工事 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <ul style="list-style-type: none"> パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 特殊な工法及び材料等を採用した工事 特殊な設備システムを採用した工事 免震装置を設ける工事 大規模な山留め工法が必要な工事 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 仮設設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <ul style="list-style-type: none"> 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <ul style="list-style-type: none"> 工事に又障害をきたす地中埋設物、駆逐、有毒・可燃性ガスの対策が必要な工事 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>■施工現場での対応</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一次中止期間は除く)</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p><input type="checkbox"/> 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> 32. その他(理由:)</p> <p>※ 上記の対応事項に1つに■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p>	
	評価	評定: 0 点	【工事特性の詳細評価】

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■マークを付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価欄に記載する。

考査項目		法令遵守等の該当項目一覧表																							
7. 法令遵守等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.入札参加資格停止3ヶ月以上</td> <td>-20 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td>-8 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td>-5 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。</td> <td>-3 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 理由: <hr/></td> <td>0 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td>0 点</td> <td colspan="2" style="background-color: yellow;">点</td></tr> </tbody> </table>		措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1.入札参加資格停止3ヶ月以上	-20 点	<input type="checkbox"/> 2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	<input type="checkbox"/> 3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	<input type="checkbox"/> 4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	-8 点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	-5 点	<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	-3 点	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由: <hr/>	0 点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	0 点	点	
措置内容	点数																								
<input type="checkbox"/> 1.入札参加資格停止3ヶ月以上	-20 点																								
<input type="checkbox"/> 2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点																								
<input type="checkbox"/> 3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点																								
<input type="checkbox"/> 4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点																								
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	-8 点																								
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	-5 点																								
<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	-3 点																								
<input type="checkbox"/> 8.その他 理由: <hr/>	0 点																								
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	0 点	点																							
<p>① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。</p> <p>②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式により契約を行った工事で、標準型の場合は技術提案による施工方法等の不履行時、簡易型の場合は技術提案による施工計画等の不履行時、特別簡易型の場合は技術提案の不履行時は、最大で文書注意の-8点とする。</p> <p>⑤ 工事特記事項(共通編)「第21自治会等への説明について2」に反したときは、文書注意の-8点とする。</p> <p>⑥ 事故発生時における文書注意の-8点とする行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の死亡又は休業4日以上の負傷事故、並びに第三者の死亡又は休業4日以上の負傷事故に繋がる可能性の高い事故(自損事故含む) 2) 労働災害 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故、並びに安全管理が不適切で死亡事故に繋がる可能性の高い事故 3) 受注者から報告がなく後日判明した場合 <p>⑦ 事故発生時における口頭注意の-5点とする行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 公衆災害(第三者に原因があることが明らかな場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・第三者の死傷に繋がる可能性のある事故(自損事故含む)、並びに休業4日未満の負傷事故、物損事故 2) 労働災害 <ul style="list-style-type: none"> ・文書注意未満の休業4日以上の負傷事故。 <p>⑧ 工事特記事項(共通編)「第18工事中の安全確保」の不履行時は、その他の項目において-3点とする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 																									

- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
- 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不當に下請代金の額を減じているなど、下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、
防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
- 15 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者の指定した一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の
義務を履行した事実を確認できる書類が提出された場合を除く。)

考查項目	
総合評価技術資料履行確認	履行 <input type="checkbox"/>
	不履行 <input type="checkbox"/>
	対象外 <input type="checkbox"/>

簡易型検査項目別運用表

検査員用

検査項目	細別 採点者	簡易型検査項目別運用表								
		a	a'	b	b'	c	d	e	f	g
2施工状況	I 施工管理	優れている。	—	やや優れている。	—	他の評価に該当しない。	やや劣っている。 (□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。)該当すれば「d」評価とする。	劣っている。 (□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。)該当すれば「e」評価とする。		
3出来形及び出来ばえ	I 出来形	出来形が特に優れている。	出来形が優れている。	出来形が特に良好である。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。 (□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。) 該当すれば「d」評価とする。	出来形が不適切である。 (□ 出来形が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。)該当すれば「e」評価とする。		
	II 品質	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。 (□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。)該当すれば「d」評価とする。	品質が不適切である。 (□ 品質が不適切であったため、契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。)該当すれば「e」評価とする。		
	III出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	—	全体的な完成度がやや優れている。	—	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。 (□ 出来映えが劣っている。)該当すれば「d」評価とする。	—		